

令和7年4月18日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社NIPPO 東京都中央区京橋1-19-11

令和7年4月18日～令和7年8月17日（4ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）、地域3（関東支社が所掌する区域）、

地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

令和7年4月18日～令和7年5月17日（1ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である（株）NIPPOは、別紙記載の当社発注工事において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定されていたものの、当社との協議を経ずに再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用し、かつ、同社と密接な資本・人的関係にある系列プラント会社は、製造した再生アスファルト合材の出荷記録には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、同社へ出荷していたことが判明した。

同社は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、管理指標実績等の報告を受け、系列プラント会社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、粗雑工事等を発生させた。

また、系列プラント会社は、他機関が発注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書で新規アスファルト合材を指定されており、当該工事の受注者からも新規アスファルト合材を指定されていたものの再生アスファルト合材を製造し、かつ、再生アスファルト合材の出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

同社は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、管理指標実績等の報告を受け、系列プラント会社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材

でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号及び別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措 置 要 件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上

発注機関	工事名	契約番号
東北支社	東北自動車道 R 4 郡山管内舗装補修工事	C0C0625AC3100117
関東支社	上信越自動車道 長野管理事務所管内舗装補修工事	B0C0625AC3100064
関東支社	上信越自動車道 長野管理事務所管内舗装補修工事	B0C0625AC3100105
関東支社	横浜横須賀道路 京浜管内舗装補修工事	B0C0625AC3100119
関東支社	上信越自動車道 長野管内舗装補修工事	B0C0625AC3100133
新潟支社	上信越自動車道 上越舗装工事	E0C0625AC2100001
新潟支社	北陸自動車道 H 2 8 上越管内舗装補修工事	E0C0625AC3100007
新潟支社	北陸自動車道 H 3 0 上越管内舗装補修工事	E0C0625AC3100013
新潟支社	北陸自動車道 R 4 上越管内舗装補修工事	E0C0625AC3100022
新潟支社	関越自動車道 R 4 湯沢管内舗装補修工事	E0C0625AC3100025